



発行 東京都

目次

規則

○東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則……………（生活文化局広報広聴部情報公開課）…

告示

○市街地再開発組合の解散認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（同）…

○都道の区域変更（五件）……………（建設局道路管理部路政課）…

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…

規則

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十九号

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則

東京都特定個人情報保護評価規則（平成二十七年東京都規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

五 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための主な措置の実施状況

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第二百七十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第二百七十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき東池袋五丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月七日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

東池袋五丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年六月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区東池袋五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区東池袋四丁目三十番九号

平成二十七年六月十二日
 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
 平成三十一年三月七日

●東京都告示第二百八十号

別 図

都道世田谷三鷹線区域変更略図

三鷹市北野四丁目～調布市仙川町三丁目

高速自動車国道・一般国道

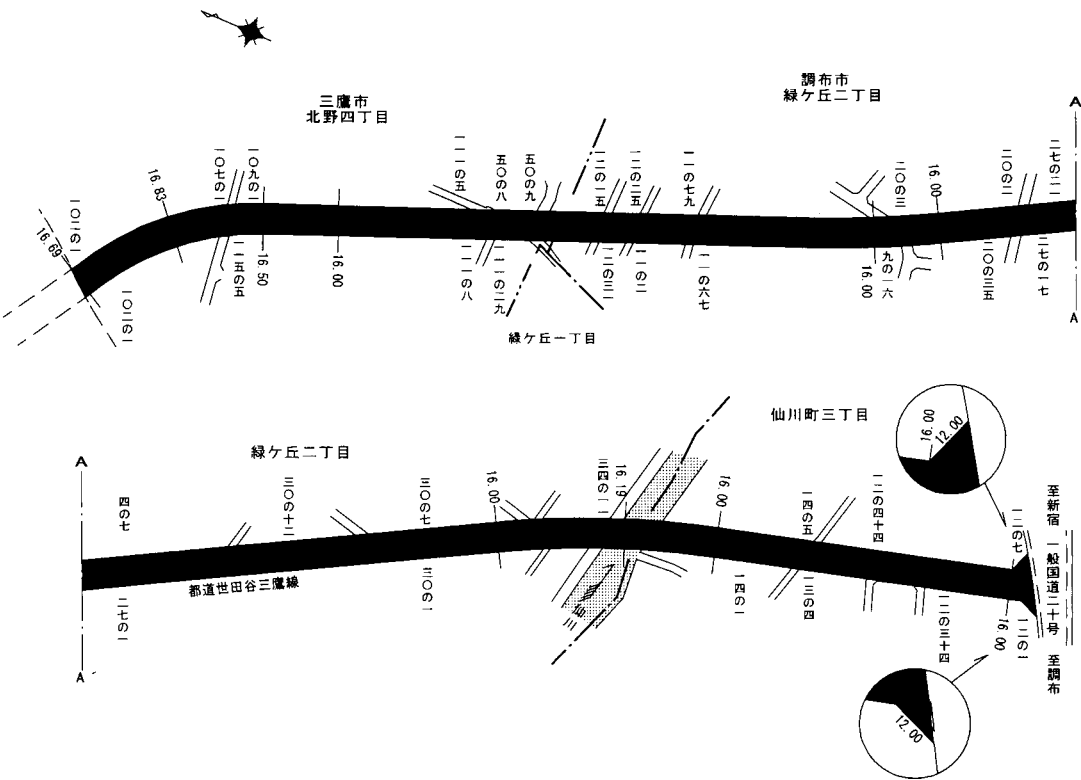
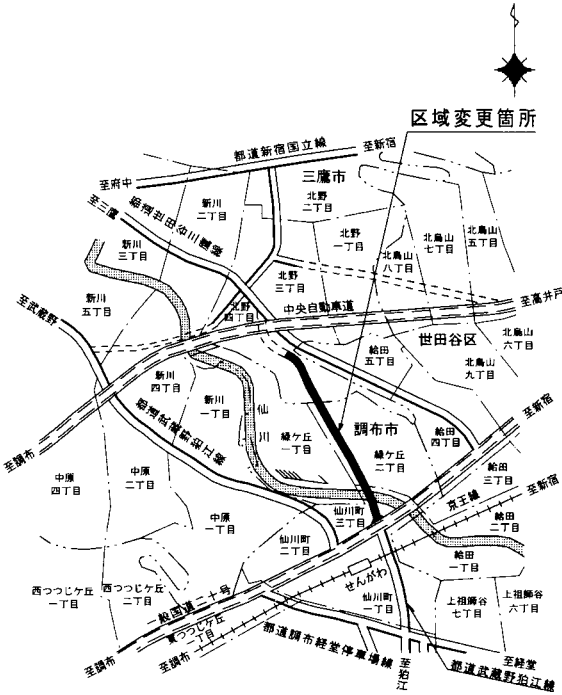
都 道

市 道

編入区域

延長 一、〇六一・八七メートル
 面積 一七、〇七八・二二平方メートル

計画線



道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十一年三月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成三十一年三月七日

- 一 路線名 東京都知事 小 池 百合子 世田谷三鷹
- 二 変更の区間 三鷹市北野四丁目百二番一地内から調布市仙川町三丁目十二番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第二百八十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十一年三月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月七日
 東京都知事 小池 百合子

(一) 路線名 新荒川堤防
 (二) 変更の区間 江東区東砂五丁目七十八番一地先から同区東砂六丁目七十七番二地内まで
 (三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

(一) 路線名 亀戸葛西橋
 (二) 変更の区間 江東区東砂五丁目七十八番一地先から同区東砂六丁目七十七番二地内まで
 (三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

別 図

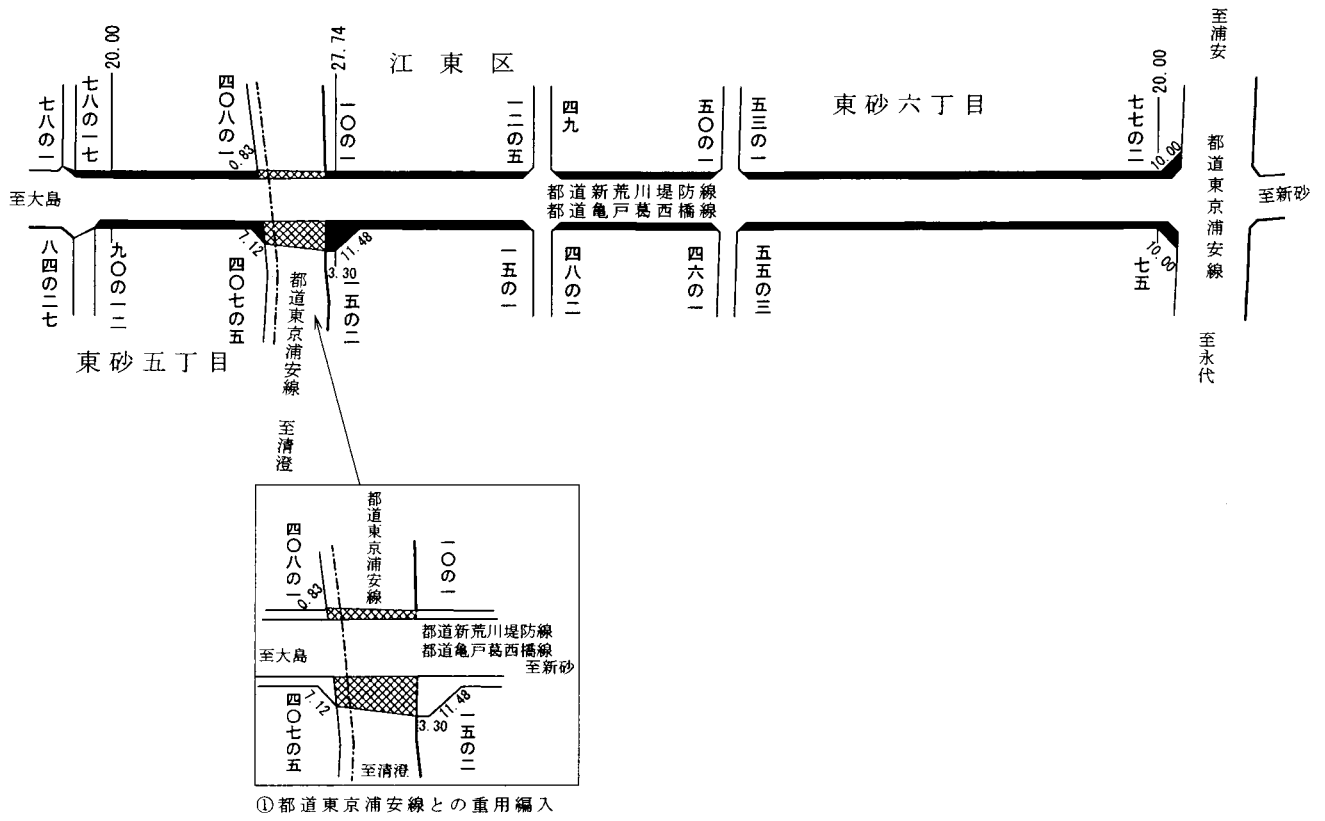
都道新荒川堤防線 区域変更略図
 都道亀戸葛西橋線

江東区東砂五丁目～東砂六丁目

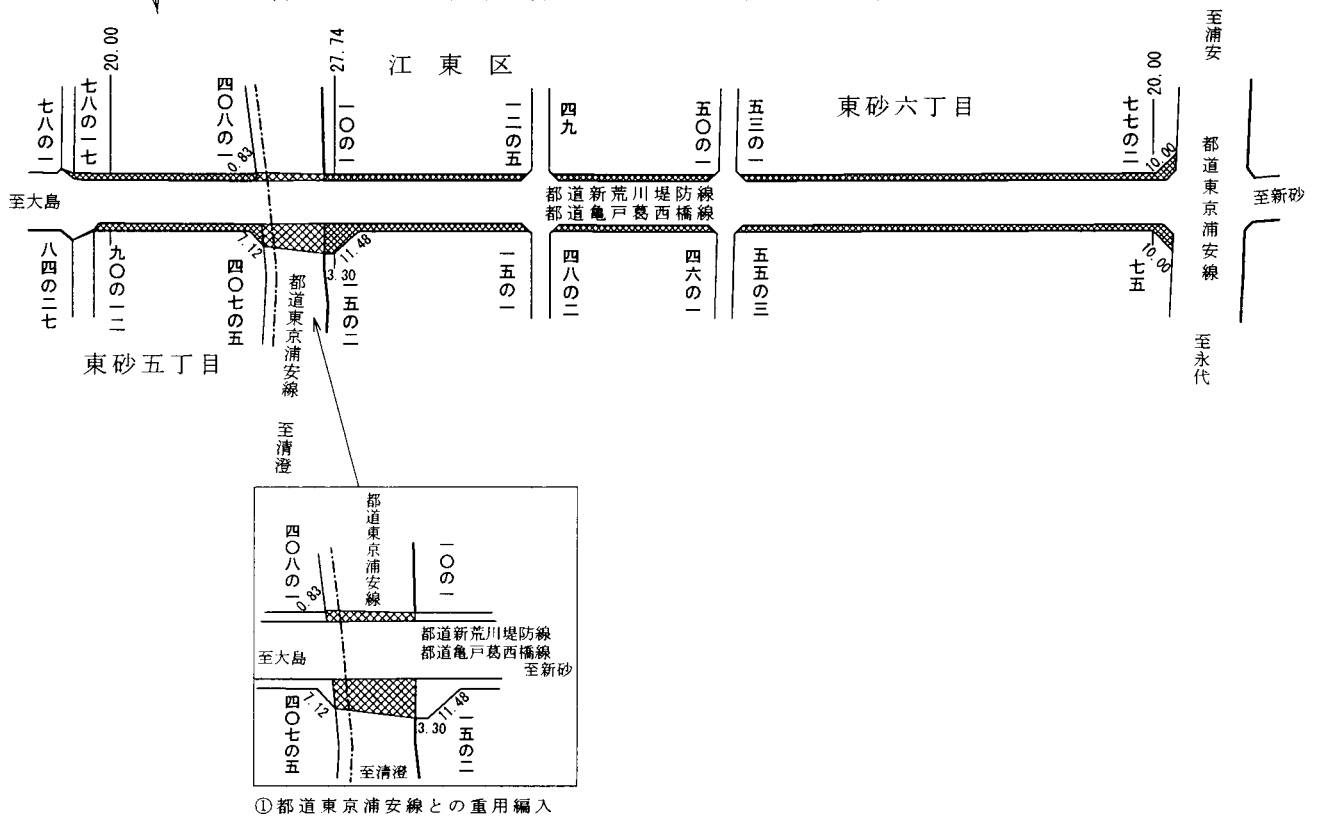
- 都 道
- 特別区道
- 編入区域
- (1) 都道新荒川堤防線
 延長 三三七・五八メートル
 面積 一、六九三・四八平方メートル
- (2) 重用編入区域
 都道亀戸葛西橋線 (都道新荒川堤防線との重用編入)
 延長 三三七・五八メートル
 面積 一、六九三・四八平方メートル
- (1) 都道新荒川堤防線
 延長 二二三・八七メートル
 面積 二五七・二六平方メートル
- (2) 都道亀戸葛西橋線
 (都道東京浦安線との重用編入)



(1) 都道新荒川堤防線



(2) 都道亀戸葛西橋線 (都道新荒川堤防線との重用編入)



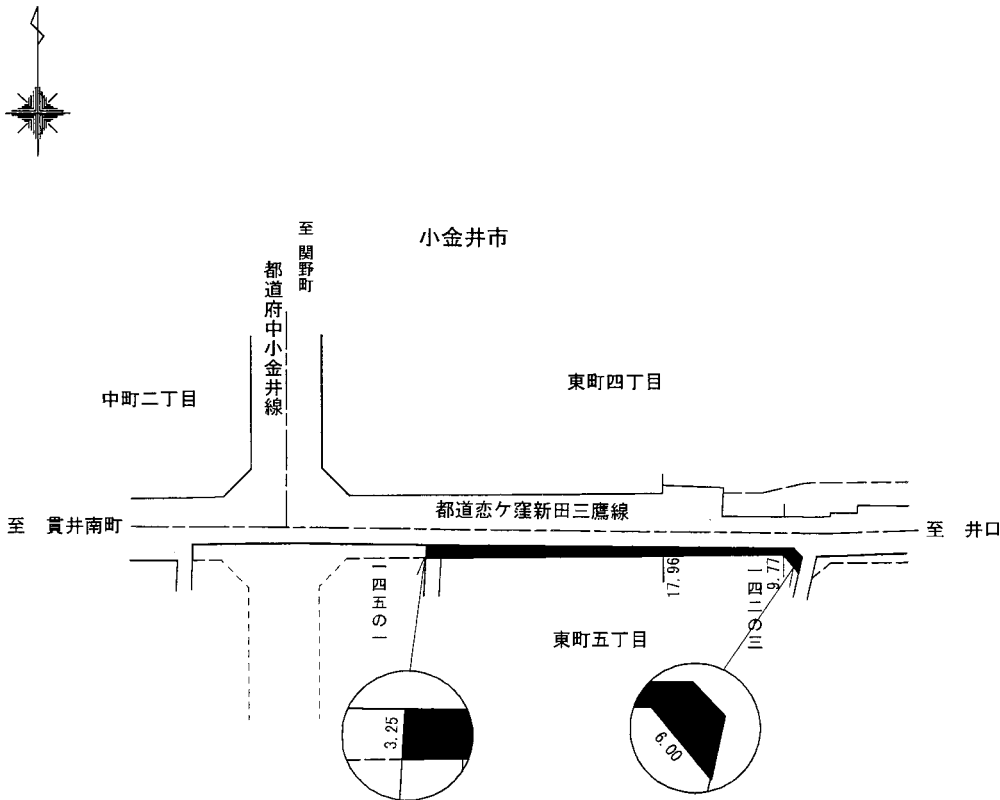
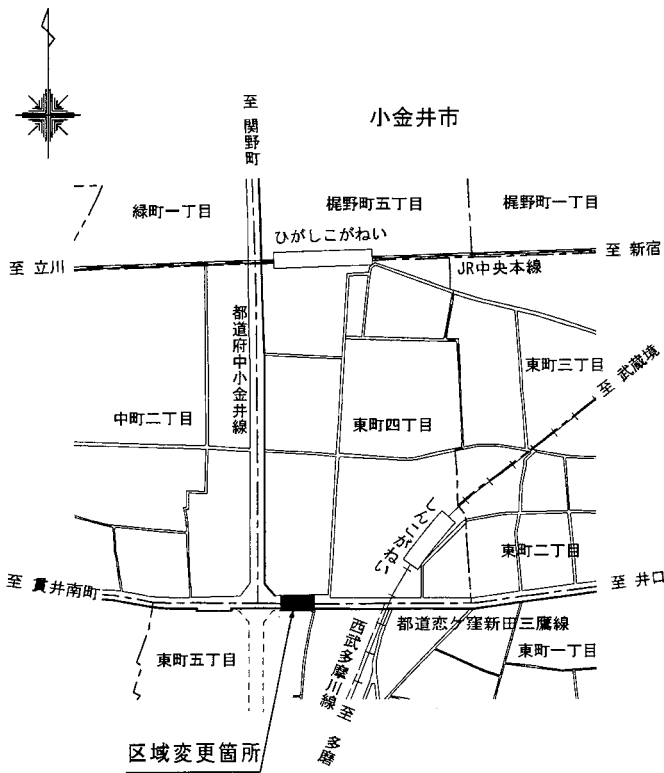
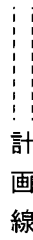
別図

都道恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図

小金井市東町五丁目地内



延長 九六・九三メートル
面積 二三九・二一平方メートル



●東京都告示第二百八十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月七日
東京都知事 小池百合子

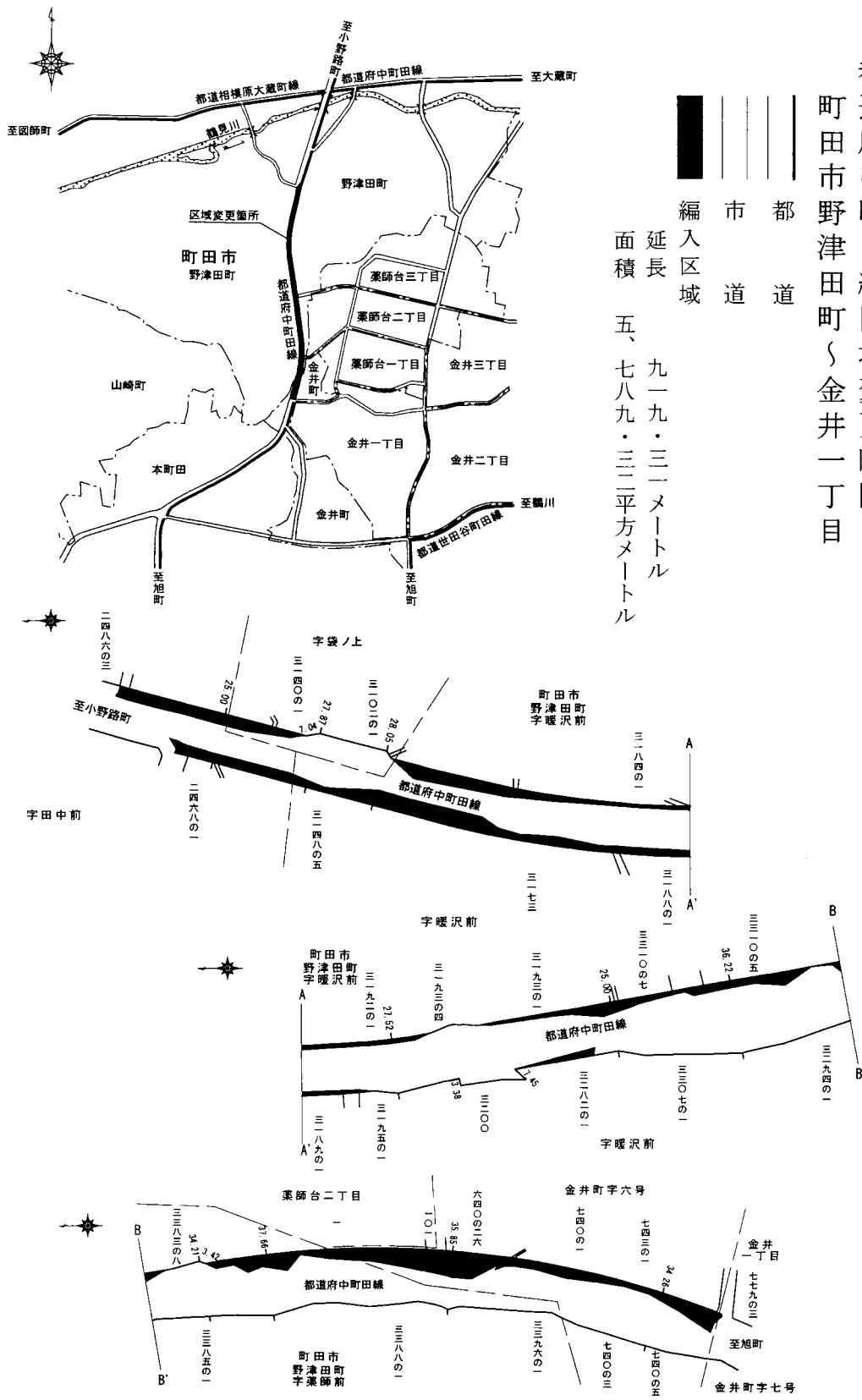
- 一 路線名 恋ヶ窪新田三鷹
- 二 変更の区間 小金井市東町五丁目百四十五番一地先から同所百四十二番三地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第百八十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十一年三月七日から起算して二

別図

都道府中町田線区域変更略図
 町田市野津田町～金井一丁目

都道
 市道
 編入区域
 延長 一九九・三二メートル
 面積 五、七八九・三二平方メートル



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成三十一年三月七日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 府中町田
 二 変更の区間 町田市野津田町字田中前二千四百八十六

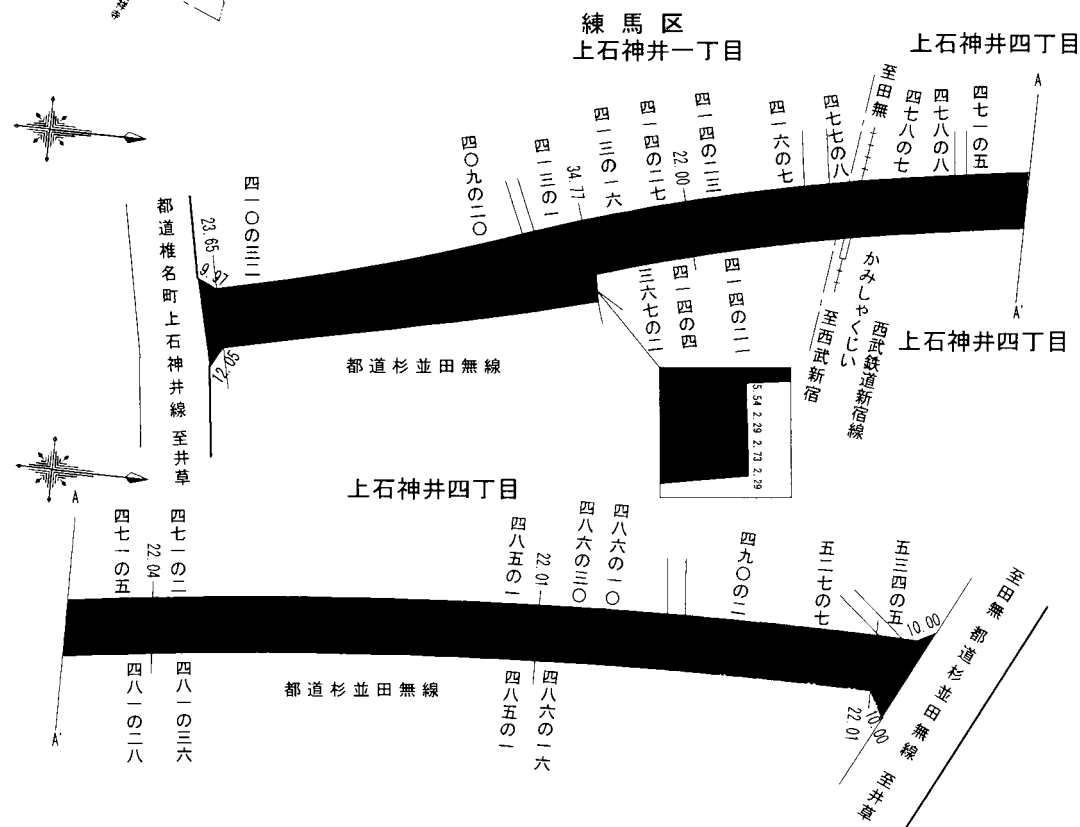
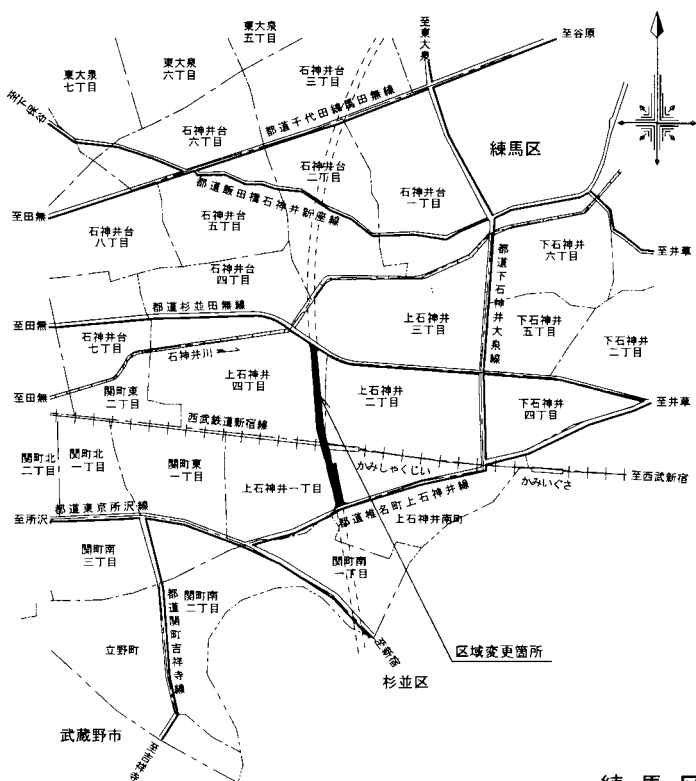
三 変更の概要
 番三地先から同市金井一丁目七百七十九番三地先まで
 別図表示のとおり

別図

都道杉並田無線区域変更略図
練馬区上石神井四丁目と上石神井一丁目

都道
特別区道
編入区域

延長 八〇二・六〇メートル
面積 一八、五三・五四平方メートル
計画線



●東京都告示第二百八十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成三十一年三月七日から起算して二

- 一 路線名 杉並田無線
- 二 変更の区間 練馬区上石神井四丁目五百三十四番五地

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月七日
東京都知事 小池 百合子
三 変更の概要
内から同区上石神井一丁目四百十番三十二地内まで
別図表示のとおり

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての
同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第
五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二
十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 D o o o o o o o o o o

二 代表者の氏名

銅治 勇人

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿一丁目十六番二十六号 協和ビル

二階

四 認証年月日

平成三十年八月十六日

一 名称

特定非営利活動法人カンボジアの健康及び教育と地域
を支援する会

二 代表者の氏名

永井 厚

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区四谷四丁目三番二十九号 伸治ビル四階
四 認証年月日
平成二十九年十一月二十四日

一 名称

特定非営利活動法人 S D G s ・ プロミス ・ ジャパン

二 代表者の氏名

北岡 理恵子

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区小石川四丁目十六番十三号 小石川パ
クタワー〇一

四 認証年月日

平成三十年十月二十五日

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

